

参 照 条 文

参 照 条 文

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年5月28日法律第63号)

(対象事件及び合議体の構成)

第2条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条の決定があった場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第26条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

- 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮^こに当たる罪に係る事件
- 二 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）
- 2 前項の合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とし、裁判官のうち1人を裁判長とする。ただし、次項の決定があつたときは、裁判官の員数は1人、裁判員の員数は4人とし、裁判官を裁判長とする。
- 3 第1項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件（以下「対象事件」という。）のうち、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、前項の決定をするには、公判前整理手続において、検察官、被告人及び弁護人に異議のないことを確認しなければならない。
- 5 第3項の決定は、第27条第1項に規定する裁判員等選任手続の期日までにしなければならない。
- 6 地方裁判所は、第3項の決定があつたときは、裁判所法第26条第2項の規定にかかわらず、当該決定の時から第3項に規定する合議体が構成されるまでの間、1人の裁判官で事件を取り扱う。
- 7 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、事件を第3項に規定する合議体で取り扱うことが適当でないと認めたときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

(対象事件からの除外)

第3条 地方裁判所は、前条第1項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖^いし、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該前条第1項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできない。

3 第1項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4 前条第1項の合議体が構成された後は、職権で第1項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。

5 刑事訴訟法第43条第3項及び第4項並びに第44条第1項の規定は、第1項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

6 第1項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

(補充裁判員)

第10条 裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。

2 補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理に立ち会い、第2条第1項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合に、あらかじめ定める順序に従い、これに代わって、裁判員に選任される。

3 補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。

4 前条の規定は、補充裁判員について準用する。

(辞退事由)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 年齢70年以上の者

二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）

三 学校教育法第1条、第124条又は第134条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四 過去5年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

五 過去3年以内に選任予定裁判員であった者

六 過去1年以内に裁判員候補者として第27条第1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第34条第7項（第38条第2項（第46条第2項において準用する場合を含む。）、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。第26条第3項において同じ。）の規定による不選任の決定があった者を除く。）

七 過去5年以内に検察審査会法（昭和23年法律第147号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第27条第1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

(事件に関連する不適格事由)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となるこ

とができない。

- 一 被告人又は被害者
- 二 被告人又は被害者の親族又は親族であった者
- 三 被告人又は被害者の法定代理人，後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人又は補助監督人
- 四 被告人又は被害者の同居人又は被用者
- 五 事件について告発又は請求をした者
- 六 事件について証人又は鑑定人になった者
- 七 事件について被告人の代理人，弁護人又は補佐人になった者
- 八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者
- 九 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い，又は補充員として検察審査会議を傍聴した者
- 十 事件について刑事訴訟法第266条第2号の決定，略式命令，同法第398条から第400条まで，第412条若しくは第413条の規定により差し戻し，若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに参与した者。ただし，受託裁判官として参与した場合は，この限りでない。

（その他の不適格事由）

第18条 前条のほか，裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は，当該事件について裁判員となることができない。

（呼び出すべき裁判員候補者の選定）

第26条 対象事件につき第1回の公判期日が定まったときは，裁判所は，必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をしなければならない。

- 2 裁判所は，前項の決定をしたときは，審判に要すると見込まれる期間その他の事情を考慮して，呼び出すべき裁判員候補者の員数を定めなければならない。
- 3 地方裁判所は，裁判員候補者名簿に記載をされた裁判員候補者の中から前項の規定により定められた員数の呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定しなければならない。ただし，裁判所の呼出しに応じて次条第1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者（第34条第7項の規定による不選任の決定があった者を除く。）については，その年において再度選定することはできない。

- 4 地方裁判所は、検察官及び弁護人に対し前項のくじに立ち会う機会を与えなければならない。

(裁判員候補者の呼出し)

第27条 裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続（以下「裁判員等選任手続」という。）を行う期日を定めて、前条第3項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならない。ただし、裁判員等選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間（以下「職務従事予定期間」という。）において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められる裁判員候補者については、この限りでない。

- 一 第13条に規定する者に該当しないこと。
 - 二 第14条の規定により裁判員となることができない者であること。
 - 三 第15条第1項各号若しくは第2項各号又は第17条各号に掲げる者に該当すること。
 - 四 第16条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。
- 2 前項の呼出しは、呼出状の送達によってする。
- 3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。
- 4 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。
- 5 裁判所は、第1項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至った裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。
- 6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

(裁判員等選任手続の列席者等)

第32条 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護人が出席して行うものとする。

- 2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる。

(裁判員等選任手続の方式)

第33条 裁判員等選任手続は、公開しない。

2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。

3 裁判員等選任手続は、次条第4項及び第36条第1項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前において行われないようにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 裁判所は、裁判員等選任手続の続行のため、新たな期日を定めることができる。この場合において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があった場合と同一の効力を有する。

(裁判員候補者に対する質問等)

第34条 裁判員等選任手続において、裁判長は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第13条に規定する者に該当するかどうか、第14条の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第15条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第17条各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは第16条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができる。

2 陪席の裁判官、検察官、被告人又は弁護人は、裁判長に対し、前項の判断をするために必要と思料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとする。

3 裁判員候補者は、前2項の質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしてはならない。

4 裁判所は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第13条に規定する者に該当しないと認めたとき、第14条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第15条第1項各号若しくは第2項各号若しくは第17条各号に掲げる者に該当すると認めたときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。裁判員候補者が不公平な裁判をするおそれがあると認めたときも、同様とする。

- 5 弁護人は、前項後段の場合において同項の請求をするに当たっては、被告人の明示した意思に反することはできない。
- 6 第4項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。
- 7 裁判所は、第16条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあった裁判員候補者について、職務従事予定期間において同条各号に掲げる者に該当すると認めたときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。

(理由を示さない不選任の請求)

第36条 検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、4人（第2条第3項の決定があった場合は、3人）を限度として理由を示さずに不選任の決定の請求（以下「理由を示さない不選任の請求」という。）をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、補充裁判員を置くときは、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をすることができる員数は、それぞれ、同項の員数にその選任すべき補充裁判員の員数が1人又は2人のときは1人、3人又は4人のときは2人、5人又は6人のときは3人を加えた員数とする。
- 3 理由を示さない不選任の請求があったときは、裁判所は、当該理由を示さない不選任の請求に係る裁判員候補者について不選任の決定をする。
- 4 刑事訴訟法第21条第2項の規定は、理由を示さない不選任の請求について準用する。

(選任決定)

第37条 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、第2条第2項に規定する員数（当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数）の裁判員を選任する決定をしなければならない。

- 2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、第26条第1項の規定により決定した員数（当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数）の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をしなければならない。

- 3 裁判所は、前2項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(裁判員が不足する場合の措置)

第38条 裁判所は、前条第1項の規定により選任された裁判員の員数が選任すべき裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合において、裁判所は、併せて必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

- 2 第26条（第1項を除く。）から前条までの規定は、前項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第36条第1項中「4人（第2条第3項の決定があった場合は、3人）」とあるのは「選任すべき裁判員の員数が1人又は2人のときは1人、3人又は4人のときは2人、5人又は6人のときは3人」と、前条第1項中「第2条第2項に規定する員数」とあるのは「選任すべき裁判員の員数」と読み替えるものとする。

(裁判員の追加選任)

第46条 裁判所は、第2条第1項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合において、補充裁判員があるときは、その補充裁判員の選任の決定において定められた順序に従い、補充裁判員を裁判員に選任する決定をするものとする。

- 2 前項の場合において、裁判員に選任すべき補充裁判員がないときは、裁判所は、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合においては、第38条の規定を準用する。

(補充裁判員の追加選任)

第47条 裁判所は、補充裁判員を新たに置き、又は追加する必要があると認めるときは、必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

- 2 裁判員の選任に関する第26条（第1項を除く。）から第35条まで及び第36条（第2項を除く。）の規定並びに第37条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第36条第1項中「4人（第2条第3項の決定があった場合は、3人）」とあるのは、「選任すべき補充裁判員の員数が1人又は2人のときは1人、3人又は4人のときは2人、5人又は6人のときは3人」と読み替えるものとする。

(区分審理決定)

第71条 裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件の弁論を併合した場合又は第4条第1項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（以下「併合事件」という。）を一括して審判することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、併合事件の一部を1又は2以上の被告事件ごとに区分し、この区分した1又は2以上の被告事件ごとに、順次、審理する旨の決定（以下「区分審理決定」という。）をすることができる。ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでない。

2 区分審理決定又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3 区分審理決定又は第1項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(区分事件審判における裁判員等の任務の終了)

第84条 区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務は、第48条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに終了する。

一 当該区分事件について部分判決の宣告をしたとき。

二 当該区分事件に含まれる被告事件の全部について刑事訴訟法第339条第1項の規定による公訴を棄却する決定がされたとき。

三 当該区分事件について第74条の決定がされたとき。

(選任予定裁判員)

第90条 裁判所は、区分審理決定をした場合において、必要があると認めるときは、裁判員等選任手続において、第84条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の任務が終了した後に他の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるべき必要な員数の選任予定裁判員を、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、あらかじめ選定することができる。この場合において、選任予定裁判員の員数は、裁判所が定めるも

のとする。

- 2 前項の規定により選任予定裁判員を選定する場合における第26条第2項、第27条第1項ただし書、第35条第2項及び第36条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「前項の決定をした」とあるのは「選任予定裁判員を選定することとした」と、第27条第1項ただし書中「期日から」とあるのは「期日及び第97条第1項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する決定がされると見込まれる日から」と、第35条第2項中「第37条第1項又は第2項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する」とあるのは「第91条第1項の規定により選任予定裁判員に選定する」と、第36条第2項中「補充裁判員を置く」とあるのは「裁判員の員数を超える員数の選任予定裁判員を選定する」と、「選任すべき補充裁判員の」とあるのは「選定すべき選任予定裁判員の員数のうち裁判員の員数を超える」と、「3人又は4人のときは2人、5人又は6人のときは3人」とあるのは「3人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の2分の1の員数」とする。

第97条 裁判所は、第84条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務が終了したときは、第37条の規定にかかわらず、当該区分事件審判の次の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員で、指定する裁判員等選任手続の期日に出頭したものから、その選定において定められた順序に従い、当該職務を行う裁判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。第5項において同じ。）を選任する決定をするものとする。

- 2 裁判所は、前項に規定する選任予定裁判員を同項に規定する期日に呼び出さなければならない。
- 3 前項の呼出しは、選任予定裁判員に通知して行う。
- 4 裁判所は、第1項に規定する区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員のうち、同項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の者については、選定を取り消す決定をしなければならない。
- 5 第1項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第29条第1項及び第2項並びに第38条第1項の規定の適用については、第29条第1

項及び第2項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、第38条第1項中「前条第1項」とあるのは「第97条第1項」とする。

附 則

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年1月17日政令第3号）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第16条第8号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 妊娠中であること又は出産の日から8週間を経過していないこと。
- 二 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある親族（同居の親族を除く。）又は親族以外の同居人であって自らが継続的に介護又は養育を行っているものの介護又は養育を行う必要があること。
- 三 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の同居人が重い疾病又は傷害の治療を受ける場合において、その治療に伴い必要と認められる通院、入院又は退院に自らが付き添う必要があること。
- 四 妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子が出産する場合において、その出産に伴い必要と認められる入院若しくは退院に自らが付き添い、又は出産に自らが立ち会う必要があること。
- 五 住所又は居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に出頭することが困難であること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として法第27条第1項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。

○ 刑事訴訟法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 131 号）

第 43 条 判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

② 決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをするを要しない。

③ 決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調をすることができる。

④ 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

第 44 条 裁判には、理由を附しなければならない。

② 上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第 428 条第 2 項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

第 290 条の 2 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第 176 条から第 178 条の 2 まで若しくは第 181 条の罪、同法第 225 条若しくは第 226 条の 2 第 3 項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第 227 条第 1 項（第 225 条又は第 226 条の 2 第 3 項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第 3 項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第 241 条の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二 児童福祉法第 60 条第 1 項の罪若しくは同法第 34 条第 1 項第 9 号に係る同法第 60 条第 2 項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第 4 条から第 8 条までの罪に係る事件

三 前2号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件

- ② 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- ③ 裁判所は、第1項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- ④ 裁判所は、第1項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、第312条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第1項第1号若しくは第2号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第3号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第1項又は前項の決定を取り消さなければならない。